

22み監査第 113号

平成23年 2月10日

みよし市長

久野知英様

みよし市議会議長

久野泰弘様

みよし市監査委員 倉本繁八

同 山田隆司

随時監査（物品管理に関する監査）の結果について（報告）

地方自治法第199条第5項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告します。

# 随時監査結果報告書

## 第1 監査の種類

随時監査

## 第2 監査の実施期日

平成23年2月1日

## 第3 監査の対象部課

政策推進部 秘書広報課  
総務部 職員課、情報システム課  
市民生活部 市民課  
市民協働部 生涯学習課  
健康福祉部 高齢福祉課  
経済建設部 都市計画課、道路下水道課

## 第4 監査の対象事項及び範囲

平成22年4月1日から平成22年11月30日までに取得した物品のうち、1件の支出負担行為額が1万円以上3万円未満の消耗品費で購入された消耗品の管理について

## 第5 監査の目的及び着眼点

みよし市物品管理規則に基づき、物品の管理が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、消耗品22点を抽出し、当該物品の現物を確認して実査するとともに、消耗品受払簿に記録されているか等について、関係職員の説明を聴取して監査を実施した。

## 第6 監査の結果

抽出した消耗品の所在、規格、数量等について実査した結果、贈答用記念品の1点を除き、21点すべてを確認することができた。

なお、みよし市物品管理規則第27条の規定には、消耗品にあつては、消耗品受払簿に当該物品の記録をしなければならないとあるが、確認したいずれの消耗品も、物品の性質上、特に重要でないものについては、消耗品受払簿の記帳を省略することができるという同条ただし書の規定を適用し、消耗品受払簿に記録はされていなかった。

しかし、この抽出確認した22点の消耗品の中には、「備品としての形状を有するもので取得単価が3万円未満の物品」を含んでおり、これら物品のすべてが「物品の性質上、特に重要でないもの」に該当し、消耗品受払簿への記帳を省略することができる物品ではないと考える。

よって、みよし市物品管理規則に基づいて、物品取扱員が適切に消耗品の記録、管

理を行うため、消耗品の中でも消耗品受払簿に記録をしなければならないものを明確に定めるなど、改善措置を講じられるよう地方自治法第199条第10項の規定による意見として申し添える。

また、改善等の措置を講じたときは地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

**【抽出して実査した消耗品】**

課名	消耗品名
秘書広報課	陶額赤富士、住宅地図（豊田市）、住宅地図（みよし市）
職員課	公務員のための部下が「うつ」になったら読む本、逐条地方公務員法
情報システム課	エプソンA3カラリオプリンターPX-1001
市民課	キャノンレーザープリンターLBP3000、住宅地図（みよし市）
生涯学習課	DVD・VHSプレイヤー、住宅地図（みよし市）
高齢福祉課	住宅地図（みよし市）4冊、ICレコーダー、シュレッダー
都市計画課	関数電卓、ソフトアタッシュケース
道路下水道課	テストハンマー（2本）、双眼鏡（2本）